

令和7年度

さいたま市立与野八幡小学校

P T A 総会資料



- I 子どもたちの教育についての正しい考え方を持つために、会員が学習できる機会をつくりましょう。
- II 学校教育について十分理解を深め、その成果が上がるよう協力しましょう。
- III 地域の教育環境を改善していきましょう。

さいたま市立与野八幡小学校 PTA
さいたま市中央区本町東5丁目23番14号
TEL 048 (854) 5561

目次

令和6年度・令和7年度 会長あいさつ・校長あいさつ	2
令和6年度 事業・活動報告	3～4
令和6年度 PTA 決算書・会計監査報告.....	5
令和6年度 特別会計の部 会計監査報告	6
50周年記念 事業・活動報告	7
50周年記念 決算書・会計監査報告.....	8
令和7年度 役員名簿（案）	9～10
令和7年度 事業計画（案）	11
令和7年度 予算（案）	12
会則変更に関する報告	13～14
会則（案）	15～19
細則変更に関する報告	20
細則（案）	21～22
個人情報取扱規則変更に関する報告	23
個人情報取扱規則（案）	24～26
組織図・各会の構成.....	27

令和 6 年度 会長あいさつ

吉野 理恵

このたび、2年間務めさせていただいた PTA 会長を退任するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

PTA にはさまざまなご意見がありますが、活動を通じて、学校と家庭が協力し合うことの大切さを改めて実感しました。子どもたちの健やかな成長には、家庭だけでなく、地域と学校が共に見守ることが必要です。

特に小学校の6年間は、心身ともに大きく成長する大切な時期です。「できる時に、できる形で」関わるのが、子どもたちの安心や成長につながると信じています。PTA は、決して保護者にとって負担が大きすぎるものであってはなりません。未来を担う子どもたちを支えるために、必要な役割を果たす組織です。『未来の与野を支える子どもたちのために、今できることを形にする』その思いを胸に、皆さまとともに活動できたことを心より感謝申し上げます。至らぬ点も多々ありましたが、皆さまの温かいご支援のおかげで無事に務めることができました。今後も地域の一員として、子どもたちの成長を見守っていきたいと思います。

最後に、PTA 活動がより多くの方にとって関わりやすく、意義あるものとなることを願っております。2年間、本当にありがとうございました。

令和 7 年度 会長あいさつ

高野 和真

皆さま、こんにちは。このたび、吉野会長の後任としてご用命いただき令和7年度 PTA 会長を務めさせていただくことになりました高野和真(たかのかずま)でございます。微力ながらも子どもたちの健やかな成長と、保護者・教職員の皆さまが安心して学校と関わるができる環境づくりに少しでもお役に立てればと思い、引き受けさせていただきました。

近年、PTA 活動の在り方も多様化し、保護者の皆さまのご負担を少しでも軽減しながら、実りある活動をしていくことが求められています。そのためにも、皆さまのお力添えとご協力が何より大切だと考えております。子どもたちの笑顔と成長を支えるため、教職員の皆さまと連携しながら、楽しく前向きな PTA 活動を進めていけるよう尽力いたします。

また PTA 活動自体が完全に未経験ですので前任の吉野会長に比べると至らない点だらけかとは思いますが、未経験だからこそできる自由な発想とアイデアで、力を合わせながら子どもたちのために活動して参ります。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

校長あいさつ

佐藤 重雄

本校 PTA 会員の皆様、校長2年目となりました佐藤でございます。新入児童 97 名を迎え全校児童 562 名、教職員 11 名が入れ替わり 41 名での船出となりました。令和7年度もどうぞよろしくお願いいたします。

今年度は、学校教育目標は「自ら学ぶ子、思いやりのある子、たくましい子、人とつながる子」と、改めました。これは、今現在もそうですが、子どもたちを取り巻く環境に SNS が台頭し、人と人が直接対面でつながることがより一層希薄になってきたことから、挨拶、対話、協働などの大切さに気付き、社会へ出ても上手に人や地域とつながることのできる子に育ててほしいとの願いから生まれたものです。目標として、ひとフレーズ長くなってしまうことに引け目がありましたが、他の3つはいわゆる知、徳、体の三種の剣であり、外せません。どうぞ御理解をお願いいたします。

本校の PTA 活動につきましては、「子どもたちの成長を共に（家庭、地域、学校、行政が）支えること」という思い、願い、目的でここまではぐくまれてまいりました。時代とともに、その姿や方法は変化していきますが、思い、願い、目的は普遍のものです。今年度もどうぞ子どもたちへの変わらぬ「支え」となっていただきますよう、心よりお祈り申し上げます。

令和6年度 事業・活動報告

PTA 共通

- ・新旧全体委員会 年1回
- ・PTA 総会（メール審議）
- ・地区巡回パトロール（自転車に「パトロール中」プレートをつけ自主的な巡回を行う）
- ・「一緒に行こう！一緒に帰ろう！」運動
- ・運営委員会 年3回
- ・学校行事・各種活動への協力
- ・「Web ベルマーク」活動
- ・「イオン幸せの黄色いレシート」声かけ活動
(毎月11日)

総務

【事業報告】

- ・「一緒に行こう！一緒に帰ろう！」運動
取りまとめ
- ・会計監査 年3回

【活動報告】

- ・PTA 会費引き落とし 年1回（6月）
- ・PTA だより発行 年4回

4月

- ・入学式
与野八幡小学校
与野西中学校
与野東中学校
- ・新旧総務顔合わせ
- ・イオン幸せの黄色いレシート贈呈式出席

- ・市P協議会新役員研修会
- ・区P会長予定者会議
- ・区連 広報誌コンクール審査
- ・PTA 新旧全体委員会

5月

- ・区連 新旧委員会・理事会
- ・区連「ばらまつり」防犯パトロール・
清掃活動
- ・校庭及び体育館開放運営委員会
- ・PTA 総会（メール審議）

6月

- ・青少年育成与野東地区総会
- ・青少年育成与野西地区役員会
- ・市P 定期総会
- ・区連総会・歓送迎会
- ・区連理事会
- ・青少年育成与野西地区総会
- ・小さな親切運動与野支部総会
- ・第1回学校運営協議会

7月

- ・市P協議会定期総会（書類審議）
- ・市P協議会定期懇談会
- ・市P協議会広報情報委員会
- ・区連特別事業委員会
- ・区連防犯協議会総会

- ・区連広報委員会
- ・交通安全保護者の会（母の会）
中央支部連絡会

- ・防犯ボランティア連絡会議
- ・PTA 第1回運営委員会
- ・「与野夏祭り」防犯パトロール

8月

- ・さいたま市ストップいじめ子どもサミット

- ・「北与野盆踊り」防犯パトロール

9月

- ・市P理事会
- ・市P協議会 役員セミナー
- ・市P協議会広報情報委員会
- ・区連理事会
- ・区連特別事業委員会
- ・区連情報交換会
- ・与野西中学校70周年記念式典
- ・学校保健委員会
- ・防犯パトロール

10月

- ・市P役員情報交換会
- ・市P協議会広報情報委員会
- ・市P協教育委員会交流研修会
- ・区連第2回成人教育委員会
- ・校庭及び体育館開放運営委員会
- ・教育委員会交流会
- ・50周年記念「運動会」手伝い
- ・防犯パトロール

11月

- ・市P協議会広報情報委員会
- ・区連「中央区区民まつり」出店手伝い
- ・50周年記念「開校50周年記念あいさつ
キャンペーン」
- ・50周年記念

- 「八まんハッピーコンサート」手伝い

- ・第2回学校運営協議会
- ・PTA 第2回運営委員会
- ・防犯パトロール

12月

- ・市P人権啓発講演会
- ・市P協議会広報情報委員会
- ・区連理事会
- ・防犯パトロール

1月

- ・市P協 PTA 活動総合補償制度説明会
- ・区連理事会
- ・与野西中学校区4校連絡協議会
- ・与野西中学校区環境美化活動
- ・給食業者選定委員会
- ・PTA 新入学児童保護者説明会資料発行
- ・新入学児童保護者説明会
- ・防犯パトロール

- 2月 ・市P協議会広報情報委員会
 ・区連特別事業委員会
 ・区連理事会
 ・中央区新春懇談会
 ・交通安全保護者の会（母の会）
 中央支部連絡会
 ・第3回学校運営協議会
 ・「小さな親切運動」与野のつどい（欠席）
 ・PTA 来年度各種委員会役員選出
 ・防犯パトロール
- 3月 ・PTA 第3回運営委員会
 ・卒業式
 与野八幡小学校
 与野東中学校（祝電のみ）
 与野西中学校（祝電のみ）

学年委員会

【事業報告】

- ・学年委員会 随時

【活動報告】

- ・各種講演会・研修会出席
- ・「八まんハッピーコンサート」
 （保護者の部）誘導手伝い
- ・学校保健委員会 年1回
- ・「Web ベルマーク」活動
- ・「イオン幸せの黄色いレシート」声掛け活動
 （毎月11日・年11回）

広報活動委員会

PTA 広報紙

『みんなのPTA』第162、163号発行

- ・企画
- ・取材・撮影及び原稿作成
 校内外イベント等の写真撮影
 関係者へ取材および記事原稿作成
- ・印刷会社へ入稿・校正作業
 入稿時打合せ、原稿確認、
 校正依頼打合せ、校正後の原稿確認
- ・配付作業
 会員へ配付及び地域関係団体等へ郵送に
 よる配付

区連広報紙発行 年1回

成人教育委員会

会報誌「八幡 LABO」発行

- ・企画準備会議
- ・原稿作成
- ・印刷会社へ入稿・校正作業
- ・配付作業

給食試食会

- ・再開へ向けての話し合い
- ・試食会段取り、調整、試食会開催
- ・区連特別事業委員会

校外対策委員会

<校内>

- ・花の植え替え 足し植え
- ・防犯プレート作成・配布
- ・自転車免許講習会
- ・一斉下校安全点検
- ・「運動会」自転車誘導・整備手伝い

<校外>

- ・区連特別事業委員会
- ・青少年育成与野東地区会 総会
- ・青少年育成与野西地区会 総会
- ・巡回パトロール
- ・夏祭りパトロール
- ・校区環境美化活動
- ・交通安全保護者の会（母の会）

推薦委員会

【事業報告】

- ・次年度PTA役員（総務）選出

【活動報告】

- ・推薦委員会 年2回
- ・推薦用紙 配付・回収
- ・候補者選出・依頼活動

市P…さいたま市PTA協議会
 区連…さいたま市PTA協議会中央区連合会
 保護者の会…交通安全保護者の会（母の会）

令和6年度 P T A 決算書

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日

さいたま市立与野八幡小学校PTA

収入の部

△は減(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比 較	付 記
会 費	1,080,000	1,094,400	14,400	(引き落とし) 2,400×404世帯=969,600円 (現金集返金・世帯) 集金62,600円 返金14,600円 (現金集金・教職員) 2,400×32人=76,800円
繰 越 金	798,823	798,823	0	前年度繰越金
補 助 金	30,000	30,000	0	さいたま市地域防犯活動助成金
雑 収 入	0	583	583	利息、定期預金の差額戻し入れ(※)
合 計	1,908,823	1,923,806	14,983	

※定期預金は1000円単位で入金のため、1000円未満の差額分を雑収入として計上

支出の部

項 目	節	予算額	決算額	比 較	付 記
運 営 費	消耗品費	50,000	42,780	7,220	コピー用紙、文房具他
	渉 外 費	180,000	144,000	36,000	入学・卒業式花代、外部団体懇談会他
	備品・維持費	300,000	71,629	228,371	備品購入、腕章他
	慶 弔 費	100,000	49,888	50,112	祝金、見舞金、香典
	行 事 費	50,000	0	50,000	
	交 通 費	10,000	1,308	8,692	
	会議費	会 議 費	5,000	0	5,000
活 動 費	総務活動部費	150,000	148,500	1,500	がくぶり、ネット環境費他
	成人教育部費	50,000	40,451	9,549	八幡LABO発行、給食試食会
	広報活動部費	300,000	218,124	81,876	広報紙発行
	校外対策部費	70,000	6,821	63,179	球根、防犯プレート他 ※植え込み花代、今年度は後援委員会費より全額支払い
	学年委員会費	10,000	2,970	7,030	WEBベルマークチラシ印刷代
	各部活動予備費	50,000	0	50,000	
	地区委員会費	15,000	12,200	2,800	子ども会補助金
児童福祉費	児童福祉費	100,000	70,410	29,590	卒業記念・卒業生胸花代他
負担金	各種団体会費・負担金	150,000	93,767	56,233	市P協連会費、PTA活動総合補償制度負担金
積立金	記念事業積立金	200,000	200,000	0	周年他
	PTA運営準備積立金	100,000	100,000	0	備品購入他
雑 支 出		10,000	6,402	3,598	手数料他
予 備 費		8,823	0	8,823	
合 計		1,908,823	1,209,250	699,573	

収支計算

収入の部	1,923,806	決算額合計
支出の部	1,209,250	決算額合計
差引残高・次年度繰越金	714,556	収入の部決算額合計-支出の部決算額合計

*差引残高については、次年度に繰越させていただきます。

翌年度会計へ上記の通り報告いたします。

令和7年4月22日

さいたま市立与野八幡小学校PTA会長

吉 野 理 恵 印

上記の通り相違ありません。

会計監査委員

住 吉 有 華 印

大 河 内 麻 見 印

富 田 さ や か 印

令和6年度 特別会計の部

○ 記念事業積立金

令和5年度までの積立金	2,691,000 円
50周年記念事業費	-1,825,706 円
現金雑収入へ	-294 円
令和6年度積立金	200,000 円
合 計	1,065,000 円

※定期預金は1,000円単位での入金のため、1,000円未満の差額分を雑収入として計上

運営金総額【1,065,000円】につきましては、ゆうちょ銀行与野支店定期預金口座へ記念事業積立金として預け入れしている事をご報告いたします。
なお、令和6年度のタイムカプセル開封時の費用（記念ハガキ郵送料7万円）を含みます。

○ P T A 運営準備積立金

令和5年度までの積立金	1,294,000 円
エアコン入れ替え工事費	-369,600 円
鍵付きサイドキャビネ	-11,295 円
PTA会議室 床修繕費	-180,950 円
普通預金 雑収入へ	-155 円
令和6年度積立金	100,000 円
合 計	832,000 円

※定期預金は1,000円単位での入金のため、1,000円未満の差額分を雑収入として計上

合計金額【832,000円】につきましては、ゆうちょ銀行与野支店定期預金口座へP T A 運営準備積立金として預け入れしている事をご報告いたします。

令和7年4月22日

さいたま市立与野八幡小学校 P T A 会長
吉 野 理 恵 印

会計監査委員
住 吉 有 華 印
大 河 内 麻 見 印
富 田 さ や か 印

50周年記念 事業・活動報告

PTA 共通

・開校 50 周年事業実行委員会 随時

【事業報告】

・会計監査 1 回

【活動報告】

・PTA だより 50 周年特別号発行 年 9 回

4 月 ・記念事業準備委員から実行委員へ引継ぎ

5 月 ・第 4 回 50 周年準備委員会

6 月 ・第 1 回 50 周年事業実行委員会

・50 周年事業「航空写真撮影」

7 月 ・第 2 回 50 周年事業実行委員会

・50 周年事業「浦和 REDS」来訪

・50 周年事業「なぞとき」イベント

・50 周年事業「映面上映会」

8 月

9 月 ・第 3、4 回 50 周年事業実行委員会

・50 周年事業

「ペットボトルキャップアート」

10 月 ・50 周年事業「バルーンリリース」

・第 5 回 50 周年事業実行委員会

11 月 ・50 周年事業「開校 50 周年記念式典」

「祝賀会」

・50 周年事業

「40 周年期タイムカプセル開封式」

12 月 ・第 6 回 50 周年事業実行委員会

1 月 ・50 周年事業「和楽器演奏鑑賞会」

2 月 ・50 周年事業実行委員会（総務）

・50 周年事業「性教育指導講座」

（外部講師・6 年生対象）

3 月 ・50 周年事業「タイムカプセル封入式」

・第 7 回 50 周年事業実行委員会「解散式」

以上

さいたま市立与野八幡小学校50周年記念事業 決算報告書

・収入の部

科目	概要	金額
PTAより	周年行事積立金	2,000,000
後援会より	周年行事積立金	1,000,000
雑収入	記念誌差額返金分*①	15,400
合計		3,015,400

・支出の部

科目	概要	予算	決算(税込)	差異
記念誌	記念誌製作 850部	430,000	429,000	1,000
	封筒	50,000	0	50,000
	雑費	40,000	23,807	16,193
記念式典	横断幕(記念式典・祝賀会看板含む)	200,000	72,380	127,620
	壇上花(卓上花含む)	50,000	28,050	21,950
	卓上花等	30,000	0	30,000
	来賓花束	10,000	0	10,000
	お土産記念品 110個	80,000	59,400	20,600
	役員弁当代 23個	0	12,000	-12,000
	しおり等作成	50,000	2,870	47,130
	案内状・封筒	55,000	29,700	25,300
	切手代	15,000	14,700	300
	角2封筒・レターバック	15,000	6,724	8,276
記念事業	雑費	30,000	11,355	18,645
	記念品 バンダナ 1,000枚	300,000	319,000	-19,000
	記念品 ハンドタオル 1,000枚	400,000	310,806	89,194
	記念品 自由帳 1,200冊	100,000	118,800	-18,800
	バルーンリリース 600個	100,000	93,500	6,500
	はちばんバッチ・キーホルダープラ板制作 50個	50,000	2,750	47,250
	オリジナルTシャツ 58枚	120,000	115,670	4,330
	50周年フォトスポットタペストリー	30,000	34,599	-4,599
	ドローン航空撮影(記念事業セット代に含む)	0	0	0
	和楽器演奏会	200,000	100,000	100,000
	映画鑑賞	85,000	82,280	2,720
	ペットボトルキャップアート	50,000	119,753	-69,753
	タイムカプセル関連(40周年開封式・50周年ハガキ等)	50,000	31,693	18,307
	60周年タイムカプセル通信費(記念事業積立金へ)*②	0	70,000	-70,000
	記念サッカーボール 25個・バスケットボール 40個	0	322,520	-322,520
	特別授業性教育講演会	0	30,000	-30,000
	あいさつ運動 はちばんキャップ 30個	0	33,825	-33,825
PTA事業 謎解きイベント	50,000	60,638	-10,638	
雑費	40,000	123,033	-83,033	
祝賀会	席札	10,000	0	10,000
	祝賀会しおり	50,000	437	49,563
	記念動画	30,000	59,960	-29,960
	音響設備	100,000	0	100,000
	祝賀会会場費	100,000	191,856	-91,856
雑費	40,000	0	40,000	
合計		2,960,000	2,841,106	48,894

*①記念誌作成部数変更のため差額返金

*②記念事業にある60周年タイムカプセル通信費70,000円は、決算として計上しておりますが記念事業積立金に繰越するため決算の合計金額より減額しております。

総収入 3,015,400円－総支出 2,841,106円＝174,294円

残金 174,294円は記念事業積立金に繰り越しいたします。(内70,000円は60周年タイムカプセル通信費)

以上、ご報告いたします。

令和7年2月25日

50周年事業実行委員会会長
50周年事業実行委員会委員長
50周年事業実行委員会 会計監査

吉野 喜八 印
吉野 理恵 印
住吉 有華 印
大河内 麻美 印
富田 さやか 印
古部 充子 印
菊池 利香 印

令和7年度 さいたま市立与野八幡小学校 PTA 役員名簿

【 総 務 】

役 職	年 組	氏 名	役 職	年 組	氏 名
会長	1-1	高野 和真	会計	5-1	浅田あゆみ
副会長	2-1	粕谷 拓美	会計	4-3	上村 チエ
副会長	2-1	中西 明日香	会計	T	井上 雅也
副会長	5-1/2-3	山地 聖子	会計監査	4-1/4-3	住吉 有華
副会長	T	高橋 明裕	会計監査	2-2	寺山 由起
書記	5-2	惣田 絵里香			
書記	4-3	児玉 幸恵	校長	T	佐藤 重雄

【 役員会 】

役 職	年 組	氏 名	役 職	年 組	氏 名
相談役	6-3/1-1	福元 彩	相談役	6-3/3-1	山田 安岐

【学 年 委 員 会】 ◎委員長 ○副委員長

年組	氏 名	年組	氏 名	年組	氏 名
1-2	金子 めぐみ	2-2	服部 侑子	3-1	小須賀 優子
1-2	佐藤 由貴	2-3	神田 美紀	3-1	原田 真紀
T	岸 成美	T	軍地 実沙	T	鎌田 藍子
4-1	大久保 涼子	5-1	幡生 律子	6-3	菅野 結佳
4-1	松崎 千晶	5-2	○ 高野 香世子	6-4	◎ 小川 理絵
T	永原 陵司	T	腰塚 友理	T	田村 有美
				T	新保 百々代

【広報活動委員会】 ◎委員長 ○副委員長

年組	氏 名	年組	氏 名	年組	氏 名
1-2	石橋 夕貴	2-1	川生 浩之	3-2	関根 裕美
1-3	芳賀 悠里	2-3	加藤 倫代	3-3	高橋 瑠美
T	村田 七恵			T	西條 千尋
4-2	野村 綾乃	5-2	○ 岡崎 美佳	6-1	新保 綾子
4-2	松崎 由子	5-3	◎ 酒井 有佳子	6-1	門間 里佳子
				6-2	小林 直子
T	片町 太郎			T	齋藤 萌衣花
		T	佐藤 奏子	T	針谷 亜衣

【成人教育委員会】 ◎委員長 ○副委員長

年組	氏名	年組	氏名	年組	氏名
1-2	遠藤 彩夏	2-1	秋吉 美幸	3-2	清水 千尋
1-3	田中 久美子	2-3	◎ 渡部 翠	3-2	船水 裕美
T	鈴木 親士	T	井筒 理央		
4-3	酒井 裕子	5-1	増子 愛由子	6-1	荒澤 つか咲
4-3	○ 橋本 麻由	5-2	細田 知子	6-4	山中 優子
T	伊藤 希	T	飯塚 健太	T	小林 祥太
		T	山本 麻菜	T	松本 理賀子

【校外対策委員会】 ◎委員長 ○副委員長

年組	氏名	年組	氏名	年組	氏名
1-1	河田 真理	2-1	木村 慶子	3-1	原田 真実
1-2	永瀬 由紀	2-1	蓮見 直美	3-1	◎ 宮崎 聖奈
1-2	樋田 麻里絵	2-3	柳橋 奈緒子	3-2	金井 萌々
		T	山口 孝介	T	瀬川 奈三
4-1	小池 美香	5-1	○ 石井 有紀	6-1	中島 優子
4-2	木下 香織	5-1	○ 清水 佑季子	6-3	内尾 鈴奈
4-3	平野 美子	5-3	柴崎 裕子	6-4	岸本 英子
		T	田川 朋子	T	田中 泰地
		T	駒井 美沙	T	野上 郁

【推薦委員会】 ◎委員長 ○副委員長

委員	氏名	委員	氏名	委員	氏名
1年	佐藤 由貴	4年	松崎 千晶	広報	加藤 倫代
2年	○ 服部 侑子	5年	幡生 律子	成人	清水 千尋
3年	◎ 原田 真紀	6年	菅野 結佳	校外	○ 内尾 鈴奈
T	井上 雅也				

※昨年度まで、区連（さいたま市PTA協議会中央区連合会）担当者が今年度から不要になりました。
 今後は、総務にて対応いたします。

令和7年度 事業計画（案）

PTA 共通

地区巡回パトロール（自転車に「パトロール中」プレートをつけ自主的な巡回を行う）
 「一緒に行こう！一緒に帰ろう！」運動
 「Web ベルマーク」
 学校行事・各種活動への協力

総務

新旧全体委員会	4月	夏祭りパトロール	7月、8月
PTA 総会開催	5月	「イオン幸せの黄色いレシート」運動	
運営委員会	年3回	関係団体へ参加・協力	
会計監査	年3回	西中校区4校連絡協議会	年1回

「一緒に行こう！一緒に帰ろう！」運動取りまとめ

学年委員会

学校行事協力 随時
 「Web ベルマーク」運動
 学校保健委員会 年1回
 「イオン幸せの黄色いレシート」運動
 （毎月11日・年11回）

成人教育委員会

会報誌発行 年1回
 家庭教育学級 年1回以上

広報活動委員会

広報紙発行 年2回以上
 取材 随時

推薦委員会

次年度 PTA 役員（総務）推薦活動
 随時

校外対策委員会

【校内】

- ・ 定例会
- ・ 花の植え替え、足し植え
- ・ 一斉下校安全点検
- ・ 自転車取付用「防犯パトロール」プレート作成、配付
- ・ 校内除草作業
- ・ 自転車免許講習会（4年生）手伝い

【校外】

- ・ 青少年育成与野西地区会 総会、夏祭りパトロール、巡回パトロール、環境美化活動
- ・ 青少年育成与野東地区会 総会、夏祭りパトロール
- ・ 交通安全保護者の会（母の会） 中央支部連絡会
 「中央区区民まつり」出店ブース手伝い
 交通安全標語コンクール
 自転車免許講習会

令和7年度 P T A 予算 (案)

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年 3月 31日

さいたま市立与野八幡小学校PTA

収入の部

△は減 (単位:円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	付 記
会 費	1,080,000	1,080,000	0	2,400×450世帯
繰 越 金	714,556	798,823	△ 84,267	
補 助 金	30,000	30,000	0	さいたま市地域防犯活動助成金
合 計	1,824,556	1,908,823	△ 84,267	

支出の部

項 目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	付 記	
運 営 費	需 要 費	消耗品費	50,000	50,000	0	コピー用紙、文房具、腕章他
		渉 外 費	180,000	180,000	0	入学・卒業式花代、外部団体懇談会他
		備品・維持費	300,000	300,000	0	コピー機・その他備品購入、クリーニング代他
		慶 弔 費	100,000	100,000	0	祝金、見舞金、香典
		行 事 費	50,000	50,000	0	PTA事業費
		交 通 費	10,000	10,000	0	
	会議費	会 議 費	5,000	5,000	0	
活 動 費	各 部 活 動 費	総務活動部費	150,000	150,000	0	がくぶり、ネット環境維持費
		成人教育部費	50,000	50,000	0	八幡LABO発行、家庭教育学級
		広報活動部費	300,000	300,000	0	広報紙発行
		校外対策部費	70,000	70,000	0	植込み花・防犯プレート他
		学年委員会費	10,000	10,000	0	黄色いレシート、Webベルマークチラシ印刷代
		各部活動予備費	50,000	50,000	0	
		地区委員会費	15,000	15,000	0	子ども会補助金
	児童福祉費	児 童 福 祉 費	100,000	100,000	0	卒業生胸花代他
負担金	各種団体会費・負担金	150,000	150,000	0	市P協連会費、P T A 活動総合補償制度負担金	
積立金	記念事業積立金	150,000	200,000	△ 50,000	周年事業費	
	PTA運営準備積立金	70,000	100,000	△ 30,000	運営に必要な備品購入、活動費他	
雑 支 出		10,000	10,000	0	手数料他	
予 備 費		4,556	8,823	△ 4,267		
合 計		1,824,556	1,908,823	△ 84,267		

会則変更に関する報告

近年、児童数の減少や共働きのご家庭も増えていることから、活動が活発だった時代と同じようにPTA活動していくことは、保護者の負担が大きくなります。現在、役員は1年生から6年生までの間に一度ご協力いただいている形ですが、2巡目も発生してくることが考えられます。今後も児童数減少の可能性も検討し、委員の構成や内容見直しを行いました。

本案は、会則第29条(2)により、令和6年11月29日に行われました、PTA運営委員会にて理事の承認を得ましたことも併せて報告いたします。

	改正前	改正後
第2章 第4条	会 員 (会 員) 在学する児童の <u>父母</u> またはこれに代わる者と同校の教職員とする。	在学する児童の <u>保護者</u> またはこれに代わる者と同校の教職員とする。
第5条	(会 費) 会費は会員月額200円とし、年1回、学校の協力を得て会計に納入する。 (但し、会員とは一家庭の意)	会費は会員月額2400円とし、年1回、学校の協力を得て会計に一括納入する。 <u>転入の場合は、その翌月分から納入する。</u> (但し、会員とは一家庭の意)
第5章 第13条	委 員 (<u>学級委員</u>) <u>この会の運営するために学級から委員を選出する。</u> <u>委員は第21条から第23条に定める各種委員会に所属する。</u> <u>1. 学級委員 若干名</u>	全文削除
第14条	(教職員) 教職員は <u>全員</u> を委員とし、各種専門委員会に所属する。	教職員は <u>役員及び委員</u> とし、各種専門委員会に所属する。
第6章 16条 3.	機 関 (会計監査委員) 会計監査は年2回以上、この会の経理の状況を監査し報告する。但し必要に応じ随時行う事ができる。	会計監査は年3回以上、この会の経理の状況を監査し報告する。但し必要に応じ随時行う事ができる。
第21条	(各種専門委員会) 追 記	<u>・ 学年委員会・・・各学年での連絡調整に関することおよび学校、PTA行事への協力</u>
第22条	(学年委員会) <u>1. 各学年委員会は学級PTAの連絡調整</u> <u>2. 学校行事への協力。</u> <u>3. PTA諸行事に関する企画・運営。</u>	全文削除
第8章 28条	附 則 (1) 会長は会則の施行に関して、運営委員会にはかり、細則に定める事ができる。但し、細則を制定または改廃した場合は、 <u>全体委員会の承認を得て、次期総会に報告しなければならない。</u>	(1) 会長は会則の施行に関して、運営委員会にはかり、細則に定める事ができる。但し、細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。
29条	(2) 会長は細則の制定または改廃する場合は、運営委員会で定める事ができる。但し、細則を制定または改廃した場合は <u>全体委員会の承認を得て、次期総会に報告しなければならない。</u>	(2) 会長は細則の制定または改廃する場合は、運営委員会で定める事ができる。但し、次期総会に報告しなければならない。

令和7年度 前年度副会長相談役就任について

このたび、PTA 総務の総入れ替えに伴い、スムーズな引き継ぎと円滑な運営を目的として、前副会長を「相談役」として在籍することとなりました。

相談役の役割は、新総務の活動を支援し、必要に応じて助言を行うものです。意思決定には関与せず、あくまで相談役としての立場となります。

PTA 活動の円滑な運営と学校環境の向上に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

	改正前	改正後
第6章 第17条の2	機 関 新条例	(相談役) この会に相談役をおくことができる。 1 . 相談役は会員中より会長の推薦により運営委員会で承認されたものとする。 2 . 相談役は任期は1 年間とする。 3 . 相談役は総務の活動を支援し、必要に応じて助言を行うことができる。 4 . 相談役は他の役員、委員を兼務することはできない。

以上

さいたま市立与野八幡小学校 PTA 会則（案）

第 1 章 総 則

（名称および事務所）

第 1 条 この会は、さいたま市立与野八幡小学校 PTA（以下「この会」という。）と称する。
事務所をさいたま市立与野八幡小学校内に置く。

（目 的）

第 2 条 この会は会員が協力して学校と家庭と社会における児童の健全な成長をはかるとともに、会員相互の研修と親睦につとめることを目的とする。

（事 業）

第 3 条

1. 学級（学年）、地区での話し合いを盛んにし、会員相互の理解、親睦を深め会員の総意を集めて活動する。
2. 学校、家庭、社会の教育について関心を高め理解する。
3. 学校と家庭の連絡を緊密にし、教育的環境を整備改善するため努力する。
4. 会員相互の研修に努め、成人教育を行う。
5. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
6. その他必要と認める活動を行う。
7. この会は、自主独立のものであって、特定の政治や宗教にかたよらず、また、営利を目的とするような行為はしない。
8. 学校の人事運営管理には介入しない。

第 2 章 会 員

（会 員）

第 4 条 この会の会員はさいたま市立与野八幡小学校に在学する児童の保護者またはこれに代わる者と同校の教職員とする。

（会 費）

第 5 条 会員は次のとおりの会費を納めるものとする。
会費は会員年額 2,400 円とし、年 1 回、学校の協力を得て一括会計に納入する。
転入の場合は、その翌月分から計算し納入とする。（但し、会員とは一家庭の意）

（権利と義務）

第 6 条 この会の会員は平等の権利と義務をもつ。

（個人情報）

第 7 条 会員の個人情報取扱については「個人情報取扱規則」に定めるとおりとする。

第3章 役員

(役員およびその定員)

第 8 条 この会は次の役員を置く。

1. 会長 1名 (P1)
2. 副会長 3名 (P2以上, T1)以上
3. 書記 2名 (P2)
4. 会計 3名 (P2, T1)

(役員の仕事)

第 9 条 役員は、次の仕事を行う。

1. 会長の仕事
 - (1) この会を代表し、会務を統括する。
 - (2) すべての会議を招集する。
2. 副会長の仕事
 - (1) 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じたときは、その仕事を代行する。
 - (2) 会長に欠員が生じたときは、副会長の互選により、残任期間会長の任にあたることのできる。
3. 書記は、会議の議事を記録する。その他この会に必要な庶務を行う。
4. 会計は、この会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し総会において報告する。

(役員の仕事)

- 第 10 条
1. 会長の任期は定めのないものとする。
 2. 役員の仕事は同じ役職については、1年とする。但し、1回に限り再任を妨げない。
 3. 教職員代表はこの限りではない。
 4. 任期中の欠員補充は、運営委員会の専決事項とする。(総会の承認は必要とせず)
 5. 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第4章 役員を選出

(会長、副会長)

第 11 条 会長・副会長候補者を推薦委員会が選出し、総会で承認する。

(書記・会計)

第 12 条 書記・会計は推薦委員会が選出し、会長が委嘱する。

第5章 委 員

(学級委員)

第 13 条 全て削除

(教職員)

第 14 条 教職員は役職及び委員とし、各種専門委員会に所属する。

(校長、教頭)

第 15 条 校長、教頭は学校運営の立場から、この会のどの会にも出席して意見をのべることができる。

第6章 機 関

(会計監査委員)

第 16 条 この会の会計を監査するため、2名の会計監査委員をおく。

1. 会計監査委員は、推薦委員会が選出し、総会で承認する。
2. 会計監査委員の任期は1年とする。但し、1回に限り再任を妨げない。
3. 会計監査は年3回以上、この会の経理の状況を監査し報告する。但し必要に応じ随時行う事ができる。
4. 会計監査委員は他の役員、委員を兼務することはできない。

(顧問)

第 17 条 この会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は会員中より会長の推薦により運営委員会で承認された者とする。
2. 顧問の任期は1年間とする。
3. 顧問は会長の諮問に応じて意見をのべることができる。
4. 顧問は他の役員、委員を兼務することはできない。

(相談役)

第 17 条の 2 この会に相談役をおくことができる。

1. 相談役は会員中より会長の推薦により運営委員会で承認されたものとする。
2. 相談役の任期は1年間とする。
3. 相談役は総務の活動を支援し、必要に応じて助言を行うことができる。
4. 相談役は他の役員、委員を兼務することはできない。

(総会)

第 18 条

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高の決議機関である。
2. 総会は毎年1回、年度始めに開く。但し、必要によって臨時に開くことができる。
3. 総会の議事は出席者の過半数の同意を得て議決する。議長は互選による。
4. 総会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 役員および会計監査委員の承認
 - (2) おもな事業報告と計画の審議と承認
 - (3) 予算・決算の審議
 - (4) その他この会の目的を達成するための議案の審議

(全体委員会)

第 19 条 全体委員会は、年 1 回以上開催し重要事項を協議する。

(運営委員会)

第 20 条 1. この会の目的達成および運営に必要な活動の企画ならびに立案をする。
2. 各種専門委員会にて立案された事業計画を審議調整する。
3. 総会に提出する議案を審議作成する。

(各種専門委員会)

第 21 条 この会の目的達成に必要な活動を行うため次の委員会を設ける。

- ・学 年 委 員 会・・・各学年での連絡調整に関することおよび学校、PTA 行事への協力
- ・広報活動委員会・・・広報活動に関することおよび学校、PTA 行事への協力
- ・成人教育委員会・・・成人教育に関することおよび学校、PTA 行事への協力
- ・校外対策委員会・・・校外対策に関することおよび学校、PTA 行事への協力

(学年委員会)

第 22 条 全て削除

(特別委員会)

第 23 条 1. 特別委員会は特定の目的を遂行するために、全体会の承認を得てもうけることができる。
2. 特別委員会は目的達成後に解散する。

第 7 章 会 計

(支 出)

第 24 条 この会の経費は会費・寄付金その他の収入をもってこれを当てる。

(経 理)

第 25 条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

(監 査)

第 26 条 この会の収支決算は会計監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

(会計年度)

第 27 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 附 則

- 第 28 条 (1) 会長は会則の施行に関して、運営委員会にはかり、細則に定める事ができる。
但し、細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。
(2) この会則は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

- 第 29 条 (1) この会則の改正は総会の議決による。但し、改正案は総会前にあらかじめ会員に知らせておかなければならない。
(2) 会長は細則を制定または改廃する場合は、運営委員会で定める事ができる。
但し、次期総会に報告しなければならない。

昭和 53 年 5 月 13 日改正

昭和 56 年 5 月 23 日改正

昭和 59 年 5 月 12 日改正

昭和 62 年 5 月 18 日改正

昭和 63 年 5 月 14 日改正

平成 6 年 2 月 24 日改正

平成 10 年 4 月 24 日改正

令和 7 年 5 月 23 日改正

平成 12 年 4 月 26 日改正

平成 15 年 5 月 16 日改正

平成 16 年 4 月 30 日改正

平成 18 年 5 月 10 日改正

平成 30 年 5 月 18 日改正

令和 3 年 5 月 20 日改正

令和 6 年 5 月 24 日改正

細則変更に関する報告

近年の本校児童数の減少および PTA 活動の見直しを鑑み、学級委員の欠員が出た際の補充について、各委員会に関する人数変更について報告いたします。本案は、細則第 29 条 (2) により、令和 6 年 11 月 29 日に行われました、PTA 運営委員会にて理事の承認を得ましたことも併せてご報告いたします。

また、追加事項といたしまして、同じく学級・教職員数減少に伴い、推薦委員会教職員数を減らし、令和 7 年 4 月 25 日新旧全体委員会にて役員の承認を得られましたことご報告いたします。

	改正前	改正後
第1章	学級委員	委員
第1条	会則13条に定める委員の選出は、原則として各学級の会員による互選とし、 <u>4月</u> に行う。その数は次のとおりとする。	会則13条に定める委員の選出は、原則として会員による互選とし、 <u>前年度、学期末</u> に行う。その数は次のとおりとする。
	(1) <u>学級委員4名</u> (もしくはそれ以上) ただし、最高学年はその限りではない。	(1) <u>委員9名</u> (もしくはそれ以上) ただし、最高学年はその限りではない。
	(3) <u>学級委員</u> に欠員が生じた場合、運営委員会の承認をへて補充または欠員の出た学年内の委員にて代行を立てる事が出来る。	(3) <u>委員</u> に欠員が生じた場合、運営委員会の承認をへて補充または欠員の出た学年内の委員にて代行を立てる事が出来る。
	追 記	(5) 最高学年時に役員未経験者は、各種専門委員会へ所属し協力する。
第2条	<u>学級委員</u> は各学級学年担任に協力し、会員相互の連絡を図る。	委員は各学級学年担任に協力し、会員相互の連絡を図る。
第3条	<u>学級委員</u> の所属は次のとおりとする。 (1) 学年委員会 <u>1</u> 名 (2) 広報活動委員会 <u>1</u> 名 (3) 成人教育委員会 <u>1</u> 名 (4) 校外対策委員会 <u>1</u> 名	委員の所属は次のとおりとする。 (1) 学年委員会 <u>2</u> 名 (2) 広報活動委員会 <u>2</u> 名 (3) 成人教育委員会 <u>2</u> 名 (4) 校外対策委員会 <u>3</u> 名
第2章	委員会	
第5条	(2) <u>運営委員</u> (各専門委員長・副委員長各1名)	(2) <u>運営委員</u> (各種専門委員長・副委員長各1名、 <u>推薦委員長</u>)
第6条	<u>学年委員会</u> は正副委員長各1名を置く。 <u>正副委員長</u> は委員の中から互選し、 <u>会長</u> が委嘱する。	削 除
第7条	各専門委員会は委員長1名、副委員長 <u>2</u> 名を置く。	各種専門委員会は委員長1名、副委員長 <u>1名以上</u> を置く。
第3章	推薦委員会	
第8条	(1) <u>全体委員会出席者</u> より各学年委員より1名、 <u>各専門委員</u> より1名ずつ選出する。	(1) 各学年委員より1名、 <u>他各種専門委員</u> より1名ずつ選出する。
	(2) 教職員より <u>2</u> 名	(2) 教職員より <u>1</u> 名

細 則 (案)

第1章 委 員

- 第 1 条 会則 13 条に定める委員の選出は、原則として会員による互選とし、前年度、学期末に行う。その数は次のとおりとする。
- (1) 委員 9 名（もしくはそれ以上）ただし、最高学年はその限りではない。
 - (2) 最高学年においては、必要に応じ不足の人員を学年の会員による互選で選出することができるものとする。
 - (3) 委員に欠員が生じた場合、運営委員会の承認をへて補充または欠員の出た学年内の委員にて代行を立てる事が出来る。
 - (4) 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - (5) 最高学年時に役員未経験者は、各種専門委員会へ所属し協力する。

第 2 条 委員は各学年担任に協力し、会員相互の連絡を図る。

第 3 条 委員の所属は次のとおりとする。

- (1) 学 年 委 員 会 2 名（もしくはそれ以上）
- (2) 広報活動委員会 2 名（もしくはそれ以上）
- (3) 成人教育委員会 2 名（もしくはそれ以上）
- (4) 校外対策委員会 3 名（もしくはそれ以上）

第2章 委 員 会

第 4 条 全体委員会は、役員および委員で構成する。

第 5 条 運営委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 正副会長、書記、会計
- (2) 運営委員（各種専門委員長・副委員長各 1 名、推薦委員長）
- (3) 委員会の審議に必要と認めたものを招聘し、意見を求める事ができる。

第 6 条 全て削除

第 7 条 各種専門委員会は委員長 1 名、副委員長 1 名以上を置く。
正副委員長は委員の中から互選し、会長が委嘱する。

第3章 推薦委員会

第 8 条 推薦委員会は、次の委員により構成する。

(1) 各学年委員より 1 名、他各種専門委員より 1 名ずつ選出する。

(運営委員会出席者および子ども会会長は除く)

(2) 教職員より 1 名

第 9 条 推薦委員会は、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。教頭先生と正副会長は推薦委員より要請があれば相談役となることができる。

第 10 条 推薦委員会は新旧全体委員会で組織し、会則第 3 章に定める役員および会計監査委員を会員中より推薦、本人の承諾を得て総会へ推薦する。

第4章 慶 弔

第 11 条 会員の慶弔は、次のとおりとする。

(1) 結 婚 (T 会員) 5,000 円

(2) 出 産 (T 会員) 5,000 円

(3) 死 亡 (会員・児童) 10,000 円

死 亡 (T 会員の配偶者・父母・子女) 5,000 円

(4) 見 舞 (会員・児童 入院 1 ヶ月以上) 5,000 円

第 12 条 T 会員の転退職に対する記念品代

(1) 本校在籍 2 年まで 2,000 円

(2) 3 年以上 1 年増すごと 1,000 円

但し、最高額を 10,000 円とする。

(3) 病気退職の場合は役員で協議して決める。

第 13 条 その他、特別の事情のある場合は役員で協議して処理し運営委員会に報告する。

第5章 附 則

第 14 条 この細則は平成 2 年 5 月 12 日より実施する。

平成 5 年 5 月 7 日より一部改正施行する。

平成 10 年 3 月 9 日改正

平成 15 年 5 月 16 日改正

平成 16 年 4 月 30 日改正

平成 18 年 5 月 10 日改正

平成 30 年 2 月 13 日改正

令和 5 年 5 月 19 日改正

令和 6 年 5 月 24 日改正

令和 7 年 5 月 23 日改正

個人情報取扱規則変更に関する報告

以前は、緊急連絡簿や子ども会の情報等も管理しておりましたが、現在取り扱っておらず、デジタル化導入もあり、内容を見直し、変更したことをご報告いたします。

また、本案は、細則第29条(2)により令和6年11月29日に行われました、PTA運営委員会にて理事の承認を得ましたことも併せて報告いたします。

	改正前	改正後
第7条	利用	
	(1) 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の <u>配付</u>	(1) 会費集金、管理、PTA活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の <u>配信・配付</u>
	(2) 会員名簿、 <u>緊急連絡簿</u> 、 <u>委員会名簿</u> 、 <u>登校班名簿</u> の作成運用	(2) 会員名簿、委員会名簿の作成運用

さいたま市立与野八幡小学校 PTA
個人情報取扱規則（案）

（目的）

第 1 条 さいたま市立与野八幡小学校 PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第 2 条 PTA は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第 3 条 PTA における個人情報の管理者は、PTA 副会長とし、PTA 会長がこれを任命する。

（取扱者）

第 4 条 PTA における個人情報の取扱者は PTA 本部役員とする。

（秘密保持義務）

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第 6 条 PTA は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- （1）会費集金、管理、PTA 活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配信・配付
- （2）会員名簿、委員会名簿の作成・運用
- （3）PTA 行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

（利用目的による制限）

第 8 条 PTA は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第 9 条 個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 PTA は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第 15 条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である PTA 副会長及び PTA 会長に報告しなければならない。

(研 修)

第 16 条 PTA は PTA 役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

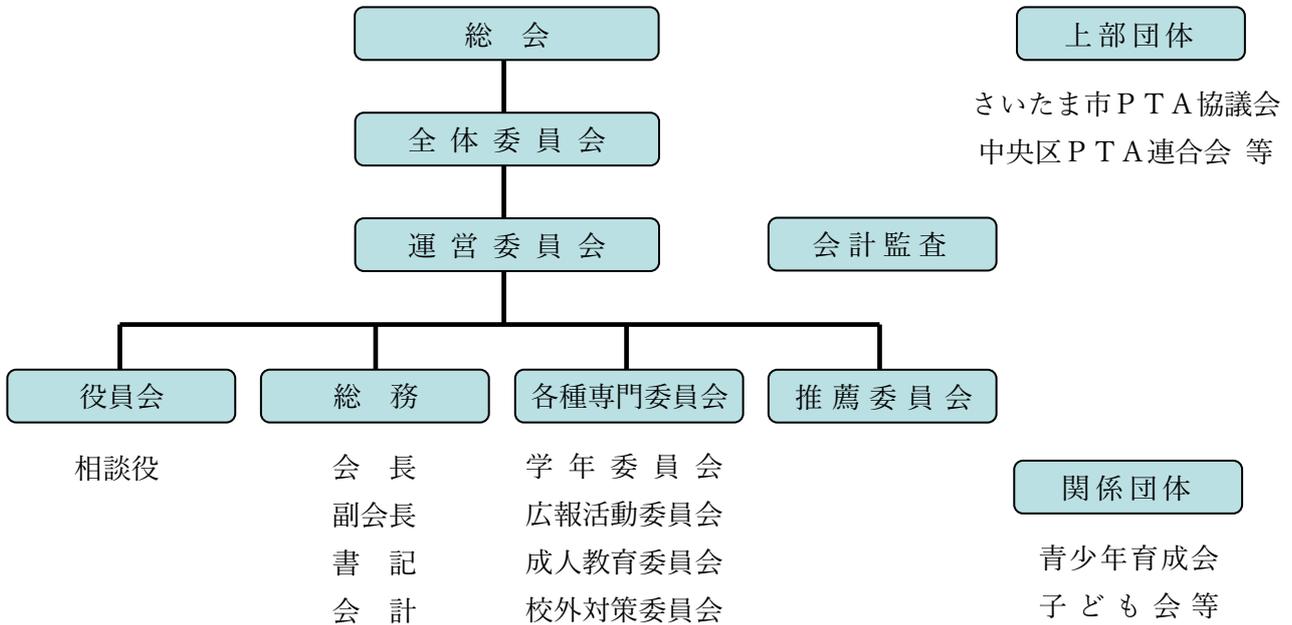
(苦情の処理)

第 17 条 PTA は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則 本規則は、平成 30 年 5 月 18 日より施行する。
令和 7 年 5 月 23 日改正

さいたま市立与野八幡小学校PTA

組織図



各会の構成

- ◎ 総 会 … PTA 全会員
- ◎ 全体委員会 … 校長、役員会、総務、各種専門委員会
- ◎ 運営委員会 … 校長、役員会、総務、各種専門委員長、各種専門副委員長、推薦委員長
- ◎ 推薦委員会 … 各学年委員より1名、他各種専門委員より1名、教職員より1名

加入手続きについて

ステップ1

同封の加入申込書(様式1)に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、3月3日(月)までにさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

ステップ2

加入会員数等報告書(様式2)を5月19日(月)～5月30日(金)の間にさいたま市PTA協議会事務局までお送りください。

ステップ3

加入会員数等報告書(様式2)の送付と同時に世帯数および児童・生徒数分の制度掛金をお振込みください。
(*振込手数料は各校PTA負担となります。)

※ご注意 加入申込書(様式1)は、4月1日から補償開始の加入意思確認のため必要ですので必ずお送りください。
提出後(保険始期以降)はキャンセルできません。(途中脱退の場合の傷害保険部分には返戻金がありません。)

契約者である団体は、加入申込書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

P団かんたん請求

取扱代理店経由もしくは引受保険会社へ直接「事故証明書兼事故発生通知書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うこともできます。

●事故の際の連絡先

株式会社 敬愛保険

TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329
(通話料無料)0120-10-4571
(月～金 午前9:00～午後5:00)

〈P団かんたん請求利用の場合〉

AIG損害保険株式会社 個人傷害カスタマーセンター

FAX:0120-936-710
メールアドレス:AIGJapanMFD_FAX7@aig.co.jp
(24時間365日対応)

■団体契約者

さいたま市PTA協議会

TEL:048-647-4401
(月～金 午前10:00～午後4:00)

■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

株式会社 敬愛保険

〒331-0068 さいたま市西区飯田新田344-1
TEL:048-622-4571 FAX:048-624-9329
(通話料無料)0120-10-4571
(月～金 午前9:00～午後5:00)

■引受保険会社

[幹事会社] AIG損害保険株式会社

埼玉支店
さいたま市大宮区大門町3-54
TEL:048-641-4050 FAX:048-648-1129
(月～金 午前9:00～午後5:00)

[非幹事会社] 損害保険ジャパン株式会社
各社の割合につきましては、お問い合わせ下さい。

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

D-007528(2026-03)

PTA活動総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA活動総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷害(PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

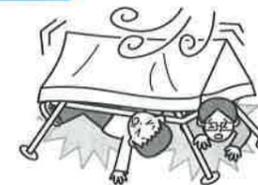
PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



賠償(PTA賠償責任保険)

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

PTA活動総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容		補償例(Cプランの場合)	Aプラン(保険金額)	Bプラン(保険金額)	Cプラン(保険金額)
傷害(ケガ)の補償	●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象となります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、10日間入院。 支払保険金:45,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして10日間通院。 支払保険金:30,000円	死亡保険金額 197万円	死亡保険金額 242万円	死亡保険金額 317万円
			後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の 4%~100%		
			入院保険金日額 (180日限度) 2,700円	入院保険金日額 (180日限度) 3,500円	入院保険金日額 (180日限度) 4,500円
			手術保険金 (1事故につき1回) 10倍・5倍 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の (入院中・入院中以外)		
			通院保険金日額 (90日限度) 1,800円	通院保険金日額 (90日限度) 2,300円	通院保険金日額 (90日限度) 3,000円
制度掛金 (1世帯あたり)			73円	93円	120円

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容	補償例	保険金額(お支払限度額)	
損害賠償責任補償	●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 〈対人・対物補償〉(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせた。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	対人 1名 300万円 1事故 3,000万円 (自己負担額 1,000円) 対物 1事故 200万円 (自己負担額 1,000円)
	〈保管物補償〉 (往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)	保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円 (自己負担額 5,000円)
	〈提供飲食物危険補償〉 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに対してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。
●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円	
制度掛金 (児童・生徒1人あたり)		7円	

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA活動総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2025年4月1日 午後4時より
2026年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入申込書は**3月3日(月)必着**でお願いします。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険 Aプラン73円・Bプラン93円・Cプラン120円×世帯数

PTA賠償責任保険 7円×児童・生徒数

} = 制度掛金

(会員数に教職員数は含まなくても補償対象とします。)